


<p>○ ○ 道路の区域変更 道路の供用開始</p> <p>【告示】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>〃 道路整備課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

平成30年8月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区 域	別	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで	新		二・八 五・五	五 四・五
玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五六番一地先を 経て	新		二・八 五・五	五 四・五
玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで	旧		二九・五 四八・五	六 三・〇

平成30年8月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	玉野福田線	玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五六番一地先を経て 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで	平成三十年 八月十日